

A 2 0 7 - 4 看護職員夜間配置加算
(1日につき)

【項目の見直し】

A 2 0 7 - 4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)
50点

入院している患者については、夜間看護体制加算として、10点を更に所定点数に加算する。

A 2 0 7 - 4 看護職員夜間配置加算 (1日につき)

- 1 看護職員夜間12対1配置加算
- イ 看護職員夜間12対1配置加算 1 80点
- ロ 看護職員夜間12対1配置加算 2 60点
- 2 看護職員夜間16対1配置加算 40点

【注の見直し】

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、看護職員夜間配置加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、当該施設基準に係る区分に従い、入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。

A 2 1 4 看護補助加算 (1日につき)

【注の追加】

(追加)

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、夜間75対